

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

「後発品への変更調剤ルール（解説編）」

作成：日医工株式会社 MPSグループ

参考資料：2024年3月15日 「現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて（事務連絡）」
2012年3月5日 「処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更について（通知）」

資料No.20260807-2009(1)-1

（2026年8月7日更新）
・2024年事務連絡による「当面の間の取扱い」を追加しました

本資料は、2024年3月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 本資料は、厚生労働省および関連する部署が発出する資料をもとに作成した資料です。
- 本資料は、自社医薬品の製品プロモーションに関係する内容は記載していません。
- 資料中に薬剤の一般名（成分名）が記載される場合がございますが、自社医薬品を意図した記載ではございません。
- 本資料に引用された図などについては、引用元のポリシーなどを遵守し記載しております。
- 引用された資料等で許諾が必要な場合には、所定の手続きを行い許諾を受けております。
- 本資料には、著作権等がございます。
二次使用につきましては、ご相談等、承りますので下記フォームからお問い合わせください。
なお、フォームの送付のみで使用を許諾するものではございませんのでご注意ください。
- 本資料に関するご質問等は、下記フォームからお受けしております。

ご質問等 受付フォーム：

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/inquiries/new>



お手持ちのモバイル機器からも送信できます ⇒

目次

4	原則（薬剤師法）
5	後発品変更調剤ルールの変遷
6	同一剤形・同一規格の考え方
7	変更調剤ができる品目の確認方法
8	銘柄処方からの変更ルール
9	一般名処方からの変更ルール
10	薬剤料の算出法 ・内服薬 ・外用薬
12	変更調剤を行う際の留意点
13	FAQ
15	参考資料 ・変更調剤の可否（まとめ） ・内服薬の変更調剤（イラスト） ・外用薬の変更調剤（イラスト） ・処方箋を受け付けた薬局の対応例 ・疑義照会簡素化プロトコルに基づいた薬剤変更

- 原則、薬剤師は処方箋の記載通りに調剤し、変更して調剤する場合は処方医からの同意が必要です
- 例外として、後発品については、処方医への事前確認なく変更できます
（2024年3月以降は、医薬品の供給状況による「当面の間の取扱い」により、一部ルールが緩和されています）

【原則】薬剤師法第23条第2項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の**同意**を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

原則
処方箋通りに調剤

変更する場合

処方医に事前確認
→同意が得られれば処方変更
→調剤済み処方箋、調剤録に記録

【例外】

後発品への変更

ルールに基づき処方医への事前確認なく変更可能

第5 処方箋の記載上の注意事項

10 その他

薬剤師は、調剤したときは、その処方箋に以下の事項を記載すること。

（4）その他次の事項を「備考」欄又は「処方」欄に記入すること。

- ア 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更内容
- イ 医師又は歯科医師に照会を行った場合は、その回答の内容

（参考）2026年3月27日「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」を基に日医工（株）が抜粋し、加工

本資料は、2024年3月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 2006年に処方箋様式が変更され、同一剤形・同一規格の後発品への変更ができるようになりました
- 2010年からは、条件付きで、類似する別剤形や別規格の後発品への変更もできるようになりました
- 2024年からは、医薬品の供給状況を踏まえ、当面の間の取扱いとして、変更調剤のルールが緩和されています

年度	～	2006	2008	2010	2012	～	2016	～	2024
処方箋様式		変更可欄	変更不可欄(一括)		変更不可欄(個別チェック)				
							GE銘柄処方に変更不可時に理由記載		
								(選定療養対象品目に対する患者希望欄)	
処方箋記載医薬品の変更	処方医への事前確認により変更可(処方変更)							<u>医薬品の供給状況を踏まえた当面の間の取扱い</u>	
後発品変更調剤 同一剤形・規格		変更調剤可(後発品銘柄処方⇒別銘柄後発品も可) ※ 薬剤料の条件なし							
後発品変更調剤 類似する別剤形・規格				一部変更調剤可			※ 剤形区分、薬剤料の条件あり		

【類似する別剤形】内服薬の場合、同一グループ内での剤形変更ができます

- | |
|---|
| ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤 |
| イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る。） |
| ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る。） |

同一剤形・同一規格の考え方

- 薬価基準収載医薬品コードの先頭9桁が同じであれば、同一成分・同一剤形・同一規格の医薬品です（①）
- ただし、例外もあり、一般名処方マスタで確認が必要なケースもあります（②）
- 一般名処方マスタで「例外コード」が設定されている医薬品は、「例外コード品目対照表」で、どの品目が同一剤形・同一規格であるかを確認する必要があります（③）

①【薬価基準収載医薬品リスト（一部抜粋・加工）】

普通錠とOD錠は薬価基準収載医薬品コードの9桁目が異なるため別剤形

薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名
2171022F5***	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	アムロジピン錠 1 0 m g 「A」	A
2171022F5xxx	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	アムロジピン錠 1 0 m g 「B」	B
2171022F5...	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	アムロジピン錠 1 0 m g 「C」	C
2171022F6●●●	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	アムロジピンOD錠 1 0 m g 「C」	C

②【一般名処方マスタ（一部抜粋・加工）】

ケトプロフェンテープ40mgは一般名処方マスタで例外コードが設定されており同一剤形・同一規格については、例外コード品目対照表で確認が必要

一般名コード	一般名処方の標準的な記載	成分名	規格	一般名処方加算対象	例外コード
2171022F5ZZZ	【般】アムロジピン錠10mg	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	加算1,2	
2649729SCZZZ	【般】ケトプロフェンテープ4 0 m g （ 1 0 × 1 4 c m 非温感）	ケトプロフェン	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	加算1,2	例外コード
2649729SDZZZ	【般】ケトプロフェンテープ4 0 m g （ 1 0 × 1 4 c m 温感）	ケトプロフェン	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	加算1	例外コード

③【一般名処方マスタ・例外コード品目対照表（一部抜粋・加工）】

「D」と「E」は同一剤形・同一規格、「F」は別剤形

一般名コード	一般名処方の標準的な記載	薬価基準収載医薬品コード	品名	メーカー名
2649729SCZZZ	【般】ケトプロフェンテープ4 0 m g （ 1 0 × 1 4 c m 非温感）	2649729S3□□□	ケトプロフェンテープ4 0 m g 「D」	D
		2649729S3◆◆◆	ケトプロフェンテープ4 0 m g 「E」	E
2649729SDZZZ	【般】ケトプロフェンテープ4 0 m g （ 1 0 × 1 4 c m 温感）	2649729S3○○○	ケトプロフェンテープ4 0 m g 「F」	F

本資料は、2024年3月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 変更調剤が可能な薬剤は、厚生労働省のサイトで公開されている2つのリスト（「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」と「基礎的リスト」）で確認できます
- 「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」リストで「3」又は「★」の医薬品が変更できる医薬品です
- 「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」リストで「空欄」の医薬品は、原則変更調剤の対象ではありませんが、「基礎的リスト」に記載されている医薬品であれば変更できます

各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報

薬価基準収載医薬品コード	成分名	品名	各先発医薬品の後発品の有無に関する情報
00000000C1010	AAA	AAA細粒1%「Z社」	3
00000000C1020	AAA	AAA細粒1%（先発品）	2
00000000F1030	AAA	AAA錠1mg「Y社」	★
00000000F1040	AAA	AAA錠1（先発品）	☆
00000001F1070	BBB	BBB錠5mg（先発品）	1
00000002F1080	CCC	CCC錠10mg	（空欄）

空欄の医薬品は「基礎的リスト」で確認が必要です
・基礎的リストに記載あり⇒変更調剤の対象
・基礎的リストに記載なし⇒変更調剤の対象外

基礎的リスト（後発品と同様に変更調剤が認められる基礎的医薬品等の一覧）

内注外歯区分	品名	成分名	規格単位
内用薬	CCC錠10mg	CCC	50mg1錠
内用薬	DDD細粒20%「X社」	DDD	20%1g

CCC錠10mgは、「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」では空欄ですが、「基礎的リスト」に記載されているため、変更可能な医薬品と判断できます

銘柄処方（変更可処方箋）

- ・同一成分・同一剤形・同一規格の後発品 ⇒ **変更可（変更後の薬剤料は問わない）**
- ・含量規格が異なる後発品 + 薬剤料が同額以下 ⇒ **変更可**
- ・含量規格が異なる後発品 + 薬剤料が高い ⇒ **変更不可（処方医への確認が必要）**
＜やむを得ない場合：変更可＞
- ・類似する別剤形の後発品 + 薬剤料が同額以下 ⇒ **変更可**
＜やむを得ない場合：錠剤⇔散剤等の変更可＞
- ・類似する別剤形の後発品 + 薬剤料が高い ⇒ **変更不可（処方医への確認が必要）**
＜やむを得ない場合：変更可＞
＜やむを得ない場合：錠剤⇔散剤等の変更可＞
- ・後発品の銘柄処方方から**先発品** ⇒ **変更不可（処方医への確認が必要）**
＜やむを得ない場合：変更可＞
- ・含量規格が異なる先発品、類似する別剤形の**先発品** ⇒ **変更不可（処方医への確認が必要）**
＜やむを得ない場合：後発品の銘柄処方方からの変更可＞

一般名処方

- ・同一成分・同一剤形・同一規格の先発品又は後発品 ⇒ **調剤可**
- ・含量規格が異なる後発品 + 薬剤料（※）が同額以下 ⇒ **変更可**
- ・含量規格が異なる後発品 + 薬剤料（※）が高い ⇒ **変更不可（処方医への確認が必要）**
＜やむを得ない場合：変更可＞
- ・類似する別剤形の後発品 + 薬剤料（※）が同額以下 ⇒ **変更可**
＜やむを得ない場合：錠剤⇔散剤等の変更可＞
- ・類似する別剤形の後発品 + 薬剤料（※）が高い ⇒ **変更不可（処方医への確認が必要）**
＜やむを得ない場合：変更可＞
＜やむを得ない場合：錠剤⇔散剤等の変更可＞
- ・含量規格が異なる先発品、類似する別剤形の**先発品** ⇒ **変更不可（処方医への確認が必要）**

（※）薬剤料について

- ・該当する先発品の薬剤料と比較します
- ・複数の先発品がある場合で患者が先発品を使用している場合は、患者が使用している先発品と比較します
- ・該当する先発品がない場合の取扱いは、通知等では明記されていません

- 内服薬は1剤1日分の薬価から薬剤料を算出します
- 服用するタイミングと服用回数が同じ内服薬は、特別なケースを除いて1剤と数えるため、1日分の薬価を合算してから薬剤料を算出します
- 服用するタイミングが異なる薬剤は2剤～と数えるため、剤ごとに1日分の薬価から薬剤料を算出してから合算します

薬価（円）⇒薬剤料（点）

- ・1日薬価が15円以下⇒1点
- ・1日薬価が15円以上

$$\Rightarrow 1点 + \frac{(1日薬価 - 15円)}{10} 点$$

※1点未満の端数は切り上げ

処方例1

Rp.A錠5mg「○○」1日1回朝食後(1回2錠)【薬価：23.40円/錠】

【計算式】23.40円×2錠＝46.80円 ⇒ 5点（1日薬剤料）

処方例2（服用するタイミングと服用回数が同じ）⇒1剤

Rp.B錠10mg「▲▲」1日3回毎食後(1回1錠⇒1日3錠)【薬価：9.90円/錠】

Rp.Cカプセル5mg「□□」1日3回毎食後(1回2カプセル⇒1日6カプセル)【薬価：15.60円/カプセル】

服用時点・服用回数が同じため、1日薬価を合算してから薬剤料を算出

【計算式】9.90円×3錠＋15.60円×6カプセル＝123.30円 ⇒ 12点（1日薬剤料）

処方例3（服用回数は同じで、服用するタイミングが異なる）⇒2剤

Rp.D顆粒10%「△△」1日1回朝食後(1回2g)【薬価：12.10円/g】

Rp.E細粒1%「●●」1日1回就寝前(1回3g)【薬価：11.20円/g】

服用するタイミングが異なるため、剤ごとに1日薬剤料を算出してから合算

【計算式】12.10円×2g＝24.20円 ⇒ 2点

11.20円×3g＝33.60円 ⇒ 3点

2点＋3点＝5点（1日薬剤料）

12.10円×2g＋11.20円×3g＝57.80円⇒6点ではありません

- 外用薬の薬剤料は投与日数に関わらず1調剤を単位とするため、薬価×総量の金額から薬剤料を算出します

処方例1

Rp.Fテープ15mg「◆◆」60枚〈1日1回30日分(1回2枚)〉【薬価：16.80円/枚】

【計算式】 $16.80\text{円} \times 60\text{枚} = 1008.00\text{円} \Rightarrow 101\text{点}$ （薬剤料）

処方例2

Rp.G点眼液0.1%「◇◇」5瓶〈1日2回〉【薬価：6.30円/1mL】(5mL/1瓶)

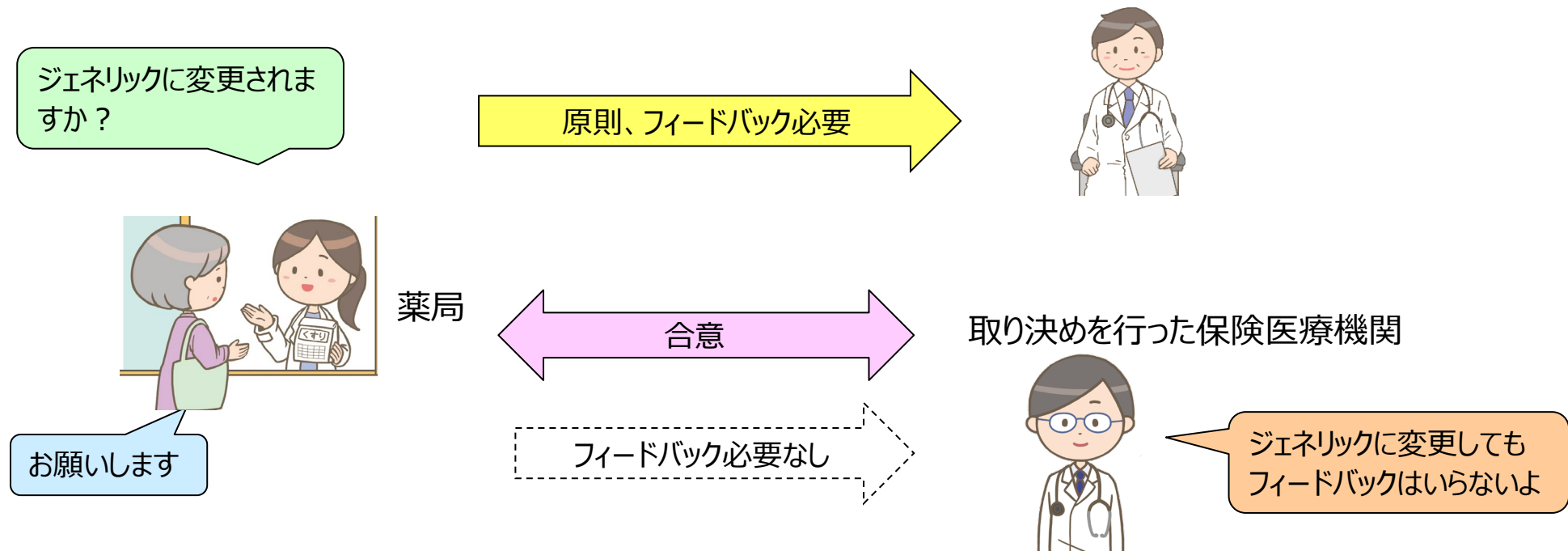
Rp.H点眼液0.3%「■■」5瓶〈1日2回〉【薬価：80.60円/1瓶】

【計算式】 $6.30\text{円} \times 25\text{mL} = 157.50\text{円} \Rightarrow 16\text{点}$
 $80.60\text{円} \times 5\text{瓶} = 403.00\text{円} \Rightarrow 40\text{点}$
 $16\text{点} + 40\text{点} = 56\text{点}$ （薬剤料）

- ・外用薬は1調剤1単位なので、この場合は2調剤と数えます
- ・外用薬は薬価単位に注意が必要です
例：点眼液（1mL単位や1瓶単位などがあります）

- 内服薬以外の外用薬や注射薬は別剤形への変更は認められておらず、処方医への事前確認が必要です
- 規格や剤形の違いにより効能・効果や用法・用量が異なる場合は、変更できません
(同一剤形・同一規格の後発品への変更でも、変更にあたり疑義が生じた場合には、処方医への確認が必要です)
- 変更調剤を行った場合は、処方医への情報提供が必要です
 - ・処方医との間で情報提供の要・不要や方法、頻度等についてあらかじめ合意が得られている場合は、その対応で良いとされています

【変更調剤後の情報提供（イメージ）】



Q1：別剤形や別規格の後発品への変更で、変更後の薬価が高くなる場合は変更できませんか。

A1：比較するのは薬価ではなく薬剤料です。

参照：疑義解釈編 [P8 日薬Q&A] , [P12 疑義解釈 (問2)]

変更後の薬価が高くても薬剤料は同額となる場合もあり、薬剤料が同額であれば変更できます。

内服薬の場合は、1日の服用回数や併用薬によって変更の可否が変わることもあります。

現在は、当面の間の取扱いにより、変更後の薬剤料が高くなる場合も患者の同意があれば変更できます。

Q2：変更後の薬剤料が高くなると変更できませんか？

A2：同一剤形・同一規格の後発品への変更であれば、変更後の薬剤料が高くなる場合でも、患者の同意があれば処方医への事前確認なく変更できます。薬剤料の条件は別剤形又は別規格の変更時に適用されます。

参照：疑義解釈編 [P3 疑義解釈 (問144)] , [P4 日薬Q&A (問1)]

現在は、当面の間の取扱いにより、変更後の薬剤料が高くなる場合も患者の同意があれば変更できます。

Q3：錠剤から経口ゼリー剤（経口ゼリー剤から錠剤）へ変更調剤できますか？

A3：錠剤から経口ゼリー剤への変更（経口ゼリー剤から錠剤への変更）については通知に明記されていません。厳密な取扱いにつきましては厚生局等にご確認をお願いしております。

参照：[P10、厚労省通知]

Q4：錠剤から液剤（液剤から錠剤）へ変更調剤できますか？

A4：錠剤から液剤への変更（液剤から錠剤への変更）は、類似する別剤形への変更ではないため、処方医への事前確認が必要です。

参照：[P10、厚労省通知]

Q5：錠剤から散剤への変更はできますか？

A5：錠剤から散剤への変更は、粉碎指示があり、変更後の薬剤料が同額以下で患者の同意があれば可能です。なお、効能効果や用法用量が異なる場合は対象外です。

現在は、当面の間の取扱いにより、変更後の薬剤料が高くなる場合も患者の同意を得ることで変更できます。

参照：疑義解釈編 [P9 疑義解釈 (問1)]

Q6：局方品は変更できますか？

A6：先発・後発の区別がある局方品の後発品は、ルールに従って変更できます。先発・後発の区別がない局方品への変更は処方医への事前確認が必要です。

Q7：外用剤は剤形を変更できますか？

A7：外用剤の剤形変更を行う場合は処方医への事前確認が必要です。一部の製剤については同じ剤形でも販売名に記載されている剤形が一致しない場合もありますのでご注意ください。同一剤形であるかは薬価基準収載医薬品コードや一般名処方マスタなどでご確認ください。

参照：薬価基準収載医薬品リスト、一般名処方マスタ、[P9]

Q8：基礎的医薬品や基礎的外れ医薬品は変更できますか？

A8：基礎的医薬品や基礎的外れ医薬品となる前に変更可能であった医薬品への変更であれば可能です。

参照：疑義解釈編 [P11 疑義解釈 (問1)]

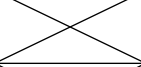
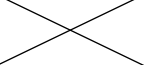
Q9：普通錠やOD錠からチュアブル錠（チュアブル錠から普通錠やOD錠）へ変更できますか？

A9：処方医への事前確認が必要です。通知では類似する別剤形とされておらず、添付文書上も「生物学的に同等でなく、相互に代用しないこと」等の記載があります。

- 変更調剤の可否（まとめ）
- 内服薬の変更調剤（イラスト付きまとめ）
 - ・やむを得ない場合：先発品銘柄処方
 - ・やむを得ない場合：後発品銘柄処方
 - ・やむを得ない場合：一般名処方
 - ・通常：先発品銘柄処方
 - ・通常：後発品銘柄処方
 - ・通常：一般名処方
- 外用薬の変更調剤（イラスト付きまとめ）
- 処方箋を受け付けた薬局の対応例
- 疑義照会簡素化プロトコルに基づいた薬剤変更

- 後発品にない効能効果、用法用量での処方の場合には変更できません
- 基礎的医薬品や基礎的外れ医薬品は、指定される以前から変更調剤が認められていたものについては変更調剤ルールに従って変更できます
- 局方品は、先発・後発の区別があれば、後発品である局方品は変更調剤ルールに従って変更できます
先発・後発の区別がない医薬品への変更には処方医への事前確認が必要です

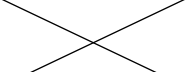
◎：処方箋記載医薬品
○：調剤可、変更調剤可
×：処方医への事前確認必要
△：条件付で変更調剤可（変更前の薬剤料※を超えないこと）
※一般名処方の場合は記載された成分・剤形・規格に該当する先発品の薬剤料と比較

調剤医薬品 処方箋 記載医薬品			後発品以外（先発品等）					後発品				
			同一銘柄	別銘柄		類似する	類似する	同一銘柄	別銘柄		類似する	類似する
			同一剤形	同一剤形	同一剤形	別剤形	別剤形	同一剤形	同一剤形	同一剤形	別剤形	別剤形
			同一規格	同一規格	別規格	同一規格	別規格	同一規格	同一規格	別規格	同一規格	別規格
銘柄 （変更可） 処方	後発品以外 （先発品等）	内服	◎	×	×	×	×		○	△	△	△
		内服以外	◎	×	×	×	×		○	△	×	×
	後発品	内服		×	×	×	×	◎	○	△	△	△
		内服以外		×	×	×	×	◎	○	△	×	×
一般名処方		内服	○		×	×	×	○		△	△	△
		内服以外	○		×	×	×	○		△	×	×

本資料は、2024年3月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

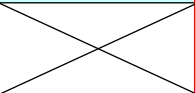
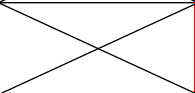
【参考】変更調剤の可否 (通常の取扱いと当面の間の取扱いの比較_後発品)

- ◎：処方箋記載医薬品 ○：調剤可、変更調剤可 ×：処方医への事前確認必要
 △：条件付で変更調剤可（変更前の薬剤料※を超えないこと）
 ※一般名処方の場合は記載された成分・剤形・規格に該当する先発品の薬剤料と比較
 ★：当面の間の取扱いとして調剤可
 （変更後の薬剤料が変更前を超えていても、患者に説明し同意を得ることで調剤可）

			後発品					
			同一銘柄	別銘柄		類似する	類似する	分類間の 別剤形
			同一剤形	同一剤形	同一剤形	別剤形	別剤形	
			同一規格	同一規格	別規格	同一規格	別規格	
銘柄処方 (変更可)	後発品以外 (先発品等)	内服		○	△⇒★	△⇒★	△⇒★	★
		内服以外		○	△⇒★	×	×	×
	後発品	内服	◎	○	△⇒★	△⇒★	△⇒★	★
		内服以外	◎	○	△⇒★	×	×	×
一般名処方		内服	○		△⇒★	△⇒★	△⇒★	★
		内服以外	○		△⇒★	×	×	×

【参考】変更調剤の可否 (通常の取扱いと当面の間の取扱いの比較_後発品以外)

- ◎：処方箋記載医薬品 ○：調剤可 ×：処方医への事前確認必要
- ：当面の間の取扱いとして調剤可
※事務連絡では準先発品については明示されておらず、先発品と同様の取扱いとなるかは不明です
- 不明：判断ができませんため、厚生局へのご確認をお願いいたします

			後発品以外（先発品等）					分類間の 別剤形
			同一銘柄	別銘柄		類似する 別剤形	類似する 別剤形	
			同一剤形	同一剤形	同一剤形	別剤形	別剤形	
			同一規格	同一規格	別規格	同一規格	別規格	
銘柄処方 （変更可）	後発品以外 （先発品等）	内服	◎	×⇒不明	×⇒不明	×⇒不明	×⇒不明	不明
		内服以外	◎	×⇒不明	×⇒不明	×	×	
	後発品	内服		×⇒●	×⇒●	×⇒●	×⇒●	不明
		内服以外		×⇒●	×⇒●	×	×	
一般名処方		内服	○	×⇒不明	×⇒不明	×⇒不明	×⇒不明	不明
		内服以外	○	×⇒不明	×	×		

Copyright © 2026 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

やむを得ない場合

ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る。）

ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る。）

- ・【通常】同一グループ内での削形変更が認められています

・やむを得ない場合アとイの間での別剤
形への変更も認められます(図②')

効能効果・用法用量が異なる場合は変更不可

①

○○錠5mg「A社」×2
⇒ **17点** > **15点**

- ・同一銘柄
- ・同一剤形
- ・別規格

処方箋記載医薬品 (GE)



〇〇錠10mg「A社」
15点

- ・先発品
- ・同一剤形
- ・同一規格

④



錠10 (先発品)

- ・患者の同意があれば先発品を調剤できます
- ・別規格、類似する別剤形の先発品も調剤できます

①' 
 ○○錠5mg「B社」×2
10点

- ・別銘柄GE
- ・同一剤形
- ・別規格

- ・別銘柄GE
- ・グループ内別剤形
- ・同一規格

- ・別銘柄GE
- ・グループ外別剤形
- ・同一規格

- ・別銘柄GE
- ・同一剤形
- ・同一規格

③



〇〇錠10mg「G社」

②

〇〇Cap10mg「C社」

13点

○ ○ Cap10mg「D社」
⇒ **20点** > 15点

変更後の薬剤料が高くなる場合も患者の同意があれば変更できます

②' 

○散0.1%「F社」
⇒20点>15点

・イの削形への変更はできませんが、ウの削形への変更はできません（照会が必要です）
・ウの削形の先発品に変更できるかは不明です

- ア錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

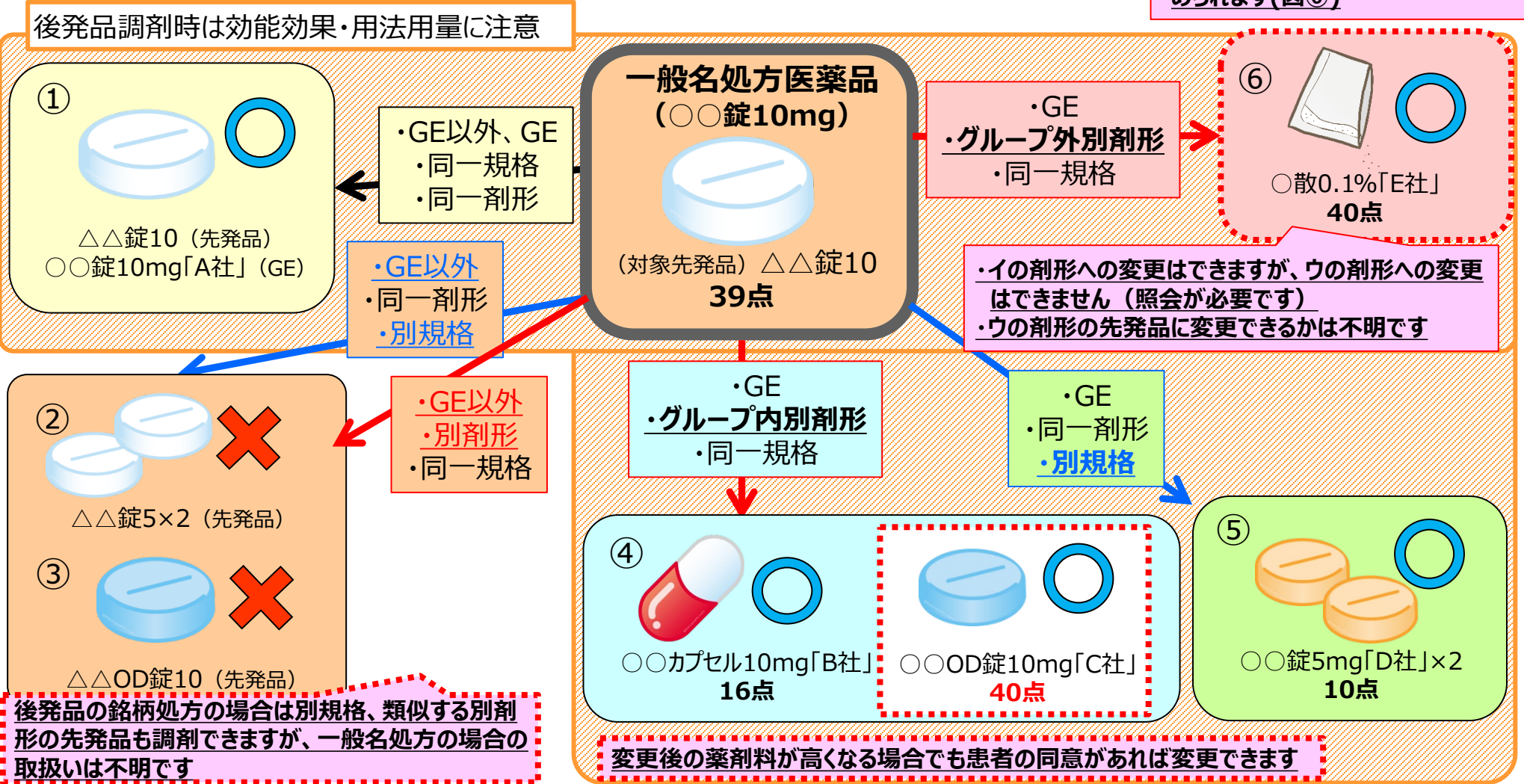
イ散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る。）

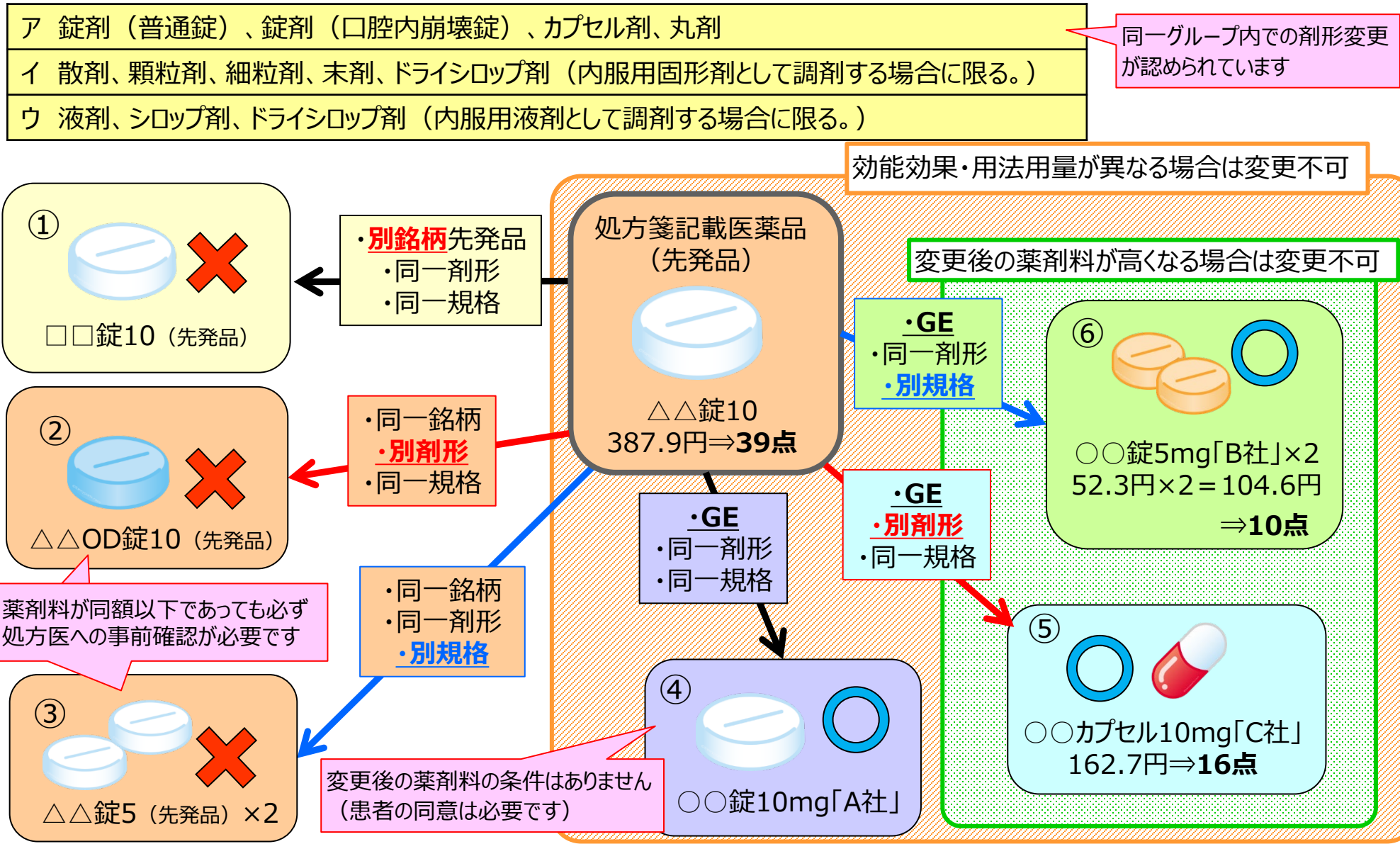
ウ液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る。）

やむを得ない場合

・【通常】同一グループ内での剤形変更が認められています

・アとイの間での別剤形への変更も認められます(図⑥)





- ア錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

イ散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る。）

ウ液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る。）

同一グループ内での剤形変更が認められています

変更後の薬剤料が高くなる場合は変更不可



①
〇〇錠5mg「A社」×2
83.4円×2 = 166.8円
⇒**17点** > 15点

・同一銘柄
・同一剤形
・別規格

処方箋記載医薬品
(GE)



〇〇錠10mg「A社」
148.9円⇒**15点**

GE以外（先発品・準先発品等）への変更は
全て処方医への事前確認が必要です

変更後の薬剤料が高くても患者の同意があれば処方
医への事前確認なく変更できます

・別銘柄GE
・同一剤形
・同一規格

③



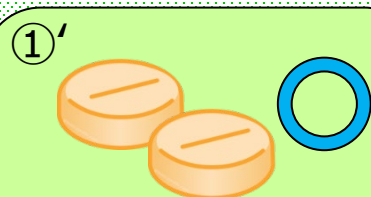
〇〇錠10mg「D社」

・変更後の薬剤料が高いため変更不可
・同額以下であれば変更可

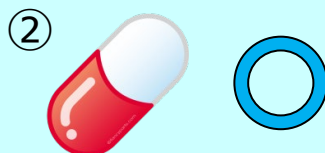
・別銘柄GE
・同一剤形
・別規格

・別銘柄GE
・別剤形
・同一規格

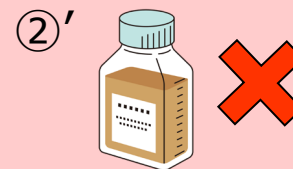
・別銘柄GE
・別剤形
・同一規格



①'
〇〇錠5mg「B社」×2
52.3円×2 = 104.6円
⇒**10点**



②
〇〇カプセル10mg「C社」
132.7円⇒**13点**



②'
〇〇内服液0.1%「E社」

類似する別剤形ではないので、変更後の薬剤料が
同額以下でも変更できません（処方医への事前確認が
必要です）

ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る。）

ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る。）

やむを得ない場合

同一グループ内での剤形変更が認められています

後発品調剤時は効能効果・用法用量に注意

一般名処方医薬品
(〇〇錠10mg)

(対象先発品) △△錠10
387.9円⇒**39点**

処方箋記載一般名に該当する先発品と比較して変更後の薬剤料が高くなる場合は変更不可

・GE
・同一剤形
・**別規格**

⑥
〇〇錠5mg「D社」×2
52.3円×2 = 104.6円
⇒**10点**

・GE
・**別剤形**
・同一規格

・GE
・**別剤形**
・同一規格

④
〇〇カプセル10mg「B社」
162.7円⇒**16点**

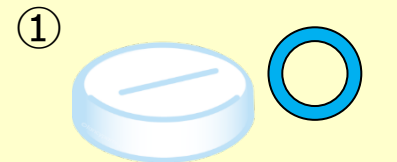
⑤
〇〇OD錠10mg「C社」
400.3円⇒**40点**

・変更後の薬剤料が高いため変更不可
・同額以下であれば変更可

・GE以外、GE
・同一規格
・同一剤形

・GE以外
・**別剤形**
・同一規格

・GE以外
・同一剤形
・**別規格**



△△錠10（先発品）
〇〇錠10mg「A社」（GE）



△△錠5×2（先発品）

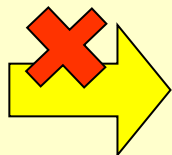
薬剤料が同額以下であっても処方医への事前確認が必要です



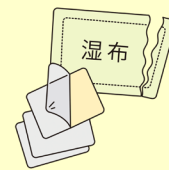
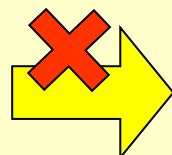
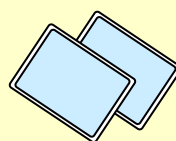
△△OD錠10（先発品）

- 外用薬は、剤形を変えることはできません（処方医への事前確認が必要です）
- 別規格の外用薬は総量が変わらない場合は変更できます（変更前の薬剤料を超えないことが条件です）
⇒ 現在は、当面の間の取扱いとして、薬剤料が高くなる場合でも変更可能とされています

剤形変更



クリーム ⇒ ゲル



パップ ⇒ テープ

規格変更

処方欄(変更可処方箋)

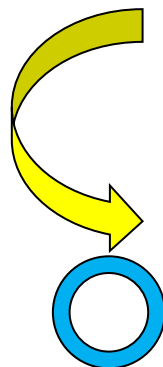
『〇〇クリーム1%(先発品)』 20g×6本



(先発品)
〇〇クリーム1%
1本20g
薬価 20.3円/g
薬剤料244点



(GE)
〇〇クリーム1%「A社」
1本30g
薬価 10.3円/g
薬剤料124点

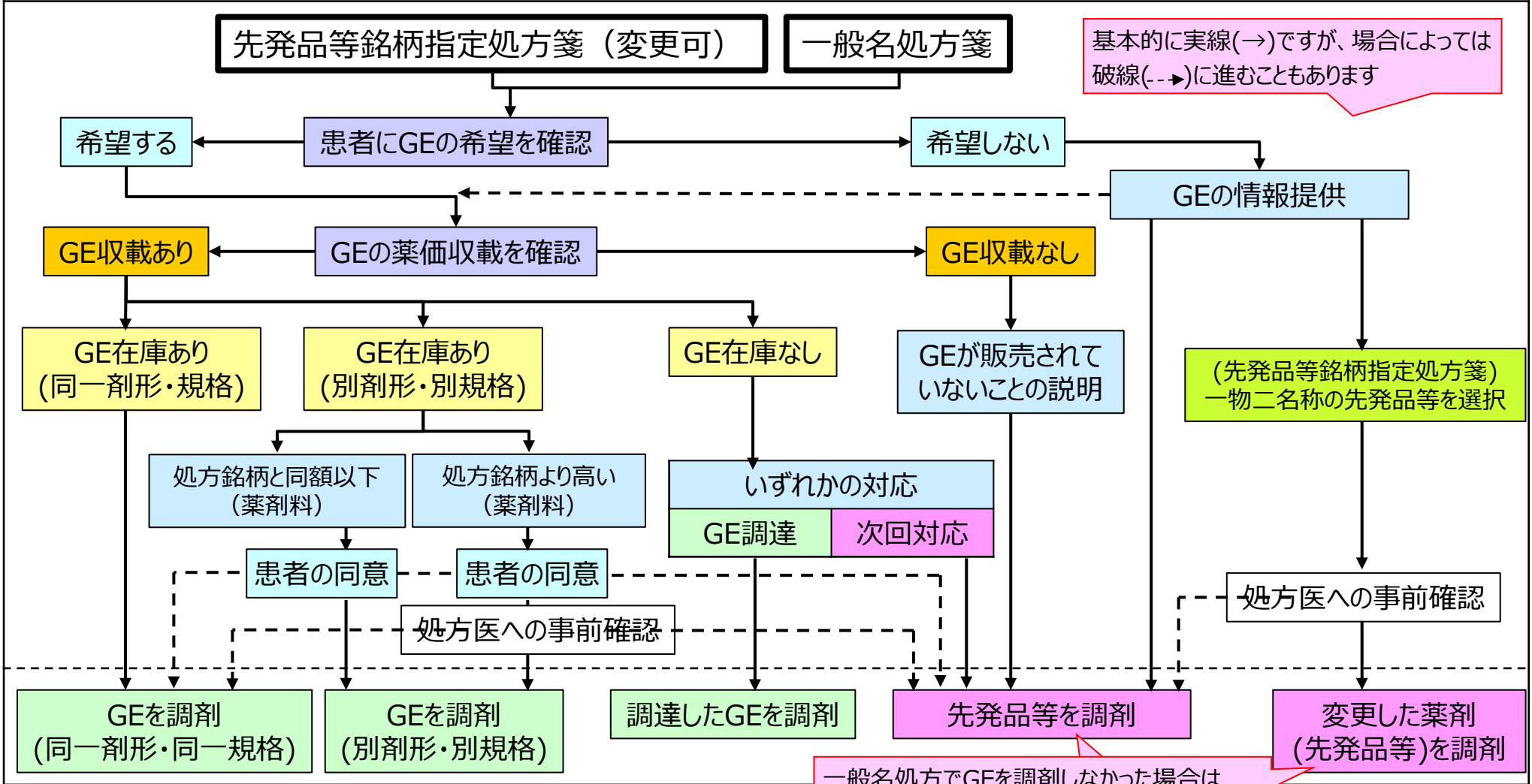


$$20\text{g} \times 6 = 120\text{g}$$



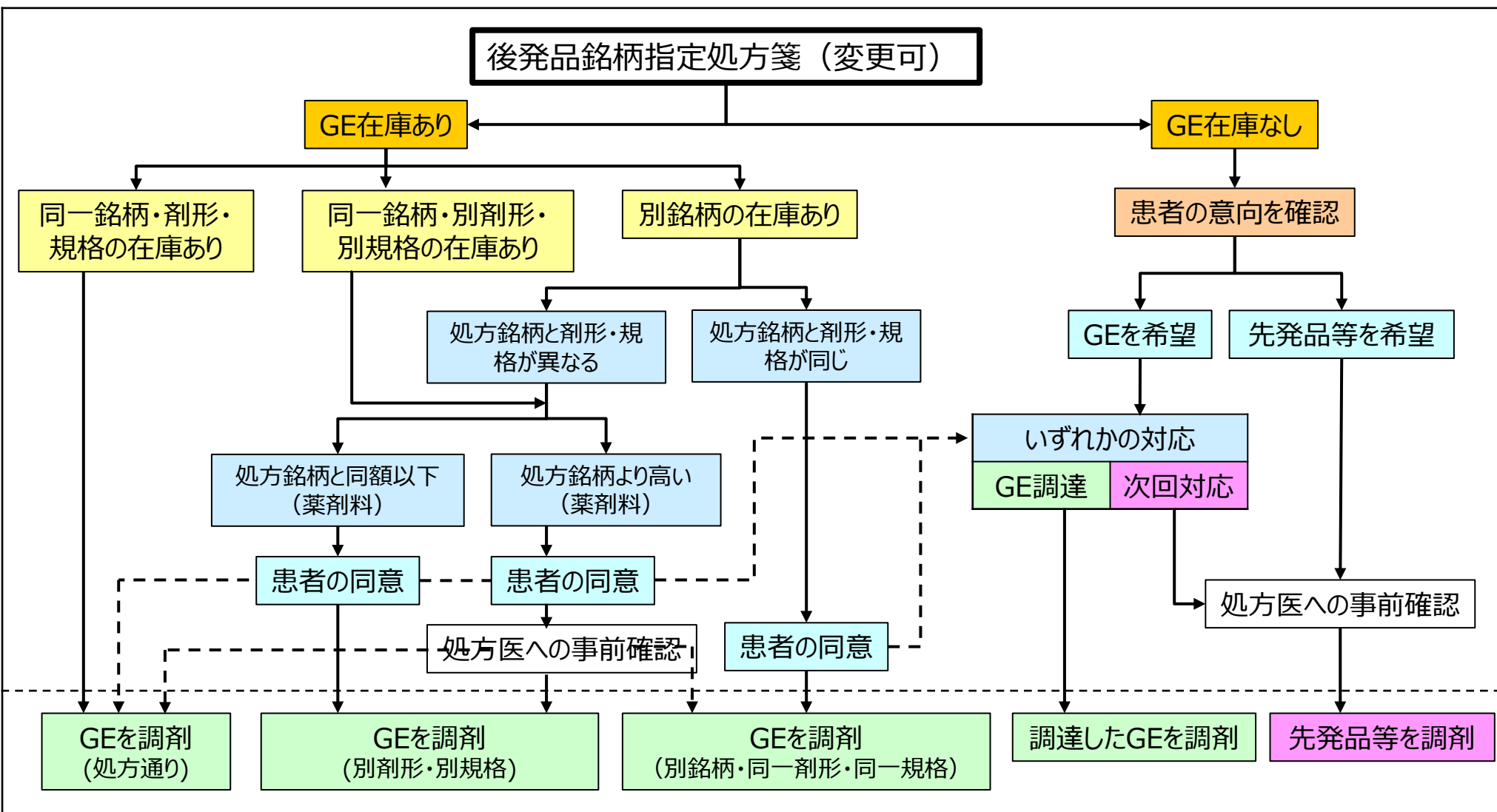
$$30\text{g} \times 4 = 120\text{g}$$





- ・剤形又は規格を変更する場合は変更前の薬剤料を超えないこと
- ・変更可処方箋及び一般名処方箋であっても後発品にない効能効果、用法用量での処方が推測される場合は、後発品の調剤不可
- ・一般名による処方箋で調剤した薬剤の銘柄名、又は先発品銘柄指定処方箋により後発品を調剤した場合は、処方医にフィードバックが必要(有無も含め合議の方法で可)

本資料は、2024年3月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



- ・剤形又は規格を変更する場合は変更前の薬剤料を超えないこと
- ・効能効果、用法用量が異なる場合は変更対象外
- ・処方箋に記載された医薬品以外を調剤した場合は処方元にフィードバックが必要(有無を含め合議の方法で可)

本資料は、2024年3月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 医療機関と薬局間での「事前の取り決め」（疑義照会簡素化プロトコル）によって、
 - ・先発品銘柄処方から同一成分の別銘柄先発品への変更
 - ・類似する別剤形以外への剤形変更
 - ・患者の同意があれば変更前後の薬剤料を問わない 等
 処方医への事前確認なく変更できる範囲を拡大している医療機関もあります

【疑義照会簡素化プロトコルによる変更調剤の例】

①疑義照会簡素化プロトコルについて合意書の締結



疑義照会簡素化プロトコル（例）

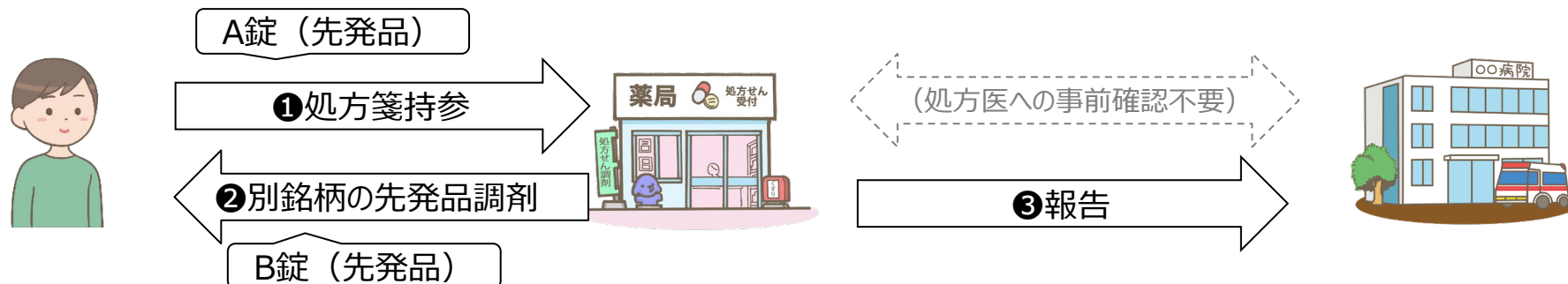
＜処方医への事前確認不要事例＞

- ・同一成分の銘柄変更（先発品含む）
- ・先発品の剤形変更
- ・規格変更
- ・一包化

＜実施後の取扱い＞

- ・情報提供書により事後報告

②プロトコルに基づく変更調剤





日医工がお届けする
医療行政情報

スタジー
Stu-GE

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定に関連する速報情報
- 調剤報酬改定に関連する速報情報
- 認定薬局制度等（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）の情報
- DPC／PDPS制度に関連する情報
- その他 医療行政に関連する情報など

会員登録は **無 料**

いますぐ、会員登録を!!

QRコードからスマートフォンで簡単登録



会員特典①

メールマガジンの配信
(希望者)

会員特典②

会員限定コンテンツ
の閲覧

URLからパソコンで簡単入力

<http://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>